

太田市都市計画審議会を書面開催とする要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市都市計画審議会条例（平成17年太田市条例第208号。以下「条例」という。）及び太田市都市計画審議会条例施行規則（平成17年太田市規則第206号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、太田市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会を招集することが困難な状況が生じた場合の措置)

第2条 政府から新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に係る「緊急事態宣言」が発令される等、条例及び規則に基づき審議会を招集することが著しく困難な状況が生じた場合には、太田市都市計画審議会会長（以下「会長」という。）は、条例第5条並びに規則第2条、第6条及び第9条の規定を次条の規定に読み替えて、会議を開催することができる。

(条例第5条並びに規則第2条、第6条及び第9条の規定の読替え)

第3条 前条の規定により会議を開催する場合の条例第5条並びに規則第2条、第6条及び第9条の規定の適用については、条例第5条第1項中「会長が招集する」とあるのは「会長が書面をもって開催する旨を決定し、これを開催する」と、同条第3項中「出席しなければ、会議を開くことができない」とあるのは「参加しなければ、会議は成立しない」と、同条第4項中「出席した」とあるのは「参加した」と、規則第2条中「審議会を招集しようとするときは、招集期日の少なくとも3日前までに、議案、日時及び場所」とあるのは「書面をもって審議会を開催する旨を決定したときは、その旨、議案及び質疑の方法」と、規則第6条の見出し中「出席」とあるのは「参加」と、同条中「出席させて」とあるのは「参加させて書面により」と、規則第9条第1項第2号中「出席した」とあるのは「参加した」とする。

(取扱要領への委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、審査会を書面で開催する際の事務処理等の必要事項は、要領で定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月11日から施行する。